

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第4号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第5条の2、第5条の4関係）		別表第1（第5条の2、第5条の4関係）	
職	割合	職	割合
略 局長（出納局長を除く。） 会計管理者 略 監査委員事務局長 <u>副教育長</u> 総室長	略	略 局長（出納局長を除く。） 知事公室長 会計管理者 略 監査委員事務局長 総室長	100分の25
略 東京事務所長 地域監	略	略 東京事務所長 <u>ミュージアム館長</u> <u>大阪事務所長</u> <u>図書館長</u> 地域監	100分の20
略 政策調整監 <u>知事公室長</u> 小豆総合事務所長 略 ※統括参事官 <u>政策・国際企画官</u> ※参事官 略	略	略 政策調整監 小豆総合事務所長 略 ※統括参事官 ※参事官 略	100分の15

略 保健医療大学事務局長 大阪事務所長 長尾土木事務所長 略	略	略 保健医療大学事務局長 産業技術センター所長 農業試験場長 長尾土木事務所長 略	100分の10
略		略	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。